藤沢市保育所整備計画(ガイドライン) <令和2年度~令和6年度> 中間見直し

2023年(令和5年)3月 藤 沢 市

1 中間見直しにあたって

本市では、平成27年の「子ども・子育て支援新制度」に合わせ、「藤沢市子ども・子育て支援事業計画」を策定するとともに、この計画に基づき、新たに「藤沢市保育所整備計画(ガイドライン)」を策定し、待機児童へ対応するため、これまでに引き続き、認可保育所や小規模保育事業等の新設などの取組を進めてきました。

令和2年度から令和6年度までを計画期間とする「藤沢市保育所整備計画(ガイドライン)」は、「第2期藤沢市子ども・子育て支援事業計画(以下、「支援事業計画」という。)」が定める「各年度における教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込み並びに提供体制の確保の内容」について、公募による施設の新設整備や再整備など具体的な確保方策等を定める計画として、令和2年3月に策定しました。本計画では、各年度において進捗管理を行い、認可保育所の申込者数や待機児童

令和4年度は、本計画の中間年にあたることから、支援事業計画の見直しに合わせて、「量の見込みと確保方策」について、計画策定時の見込みと過去3年間の実績等を比較して、令和5年度及び令和6年度の推計値の見直しを行いました。

数などの状況を鑑み、必要に応じて計画の見直しを図ることとしております。

2 中間見直しの視点

中間見直しについては、就学前児童人口の減少や、保育士不足等の状況を踏まえ、地域ニーズに応じた適正な供給を図るため、次の視点に基づき、作業を進めました。

- (1) 現行のガイドラインについては、「教育・保育の量の見込み」に対応するため、 様々な子育て支援施策の方向性等も定めていますが、今回の中間見直しにあた っては、「2号・3号認定(保育を必要とする児童)」に特化した見直しを図るこ ととします。
- (2)「保育の量の見込み」については、入所申込児童と本市の保育の受け皿全体を 見据えた中で精査を行い、令和5年度及び令和6年度の見込みを推計しました (次ページ参照)。
- (3)「保育の量の見込み」に対しましては、引き続き国基準の待機児童数をゼロとするために必要となる定員数を確保するための計画とします。

[保育(2号・3号認定)の量の見込み]

【単位:人】

| | | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 |
|---|-------------------|---------|---------|---------|---------|---------|
| 1 | 就学前児童人口推計(※) | 21, 842 | 21, 570 | 21, 259 | 20, 915 | 20, 709 |
| 2 | 現行ガイドライン策定時の量の見込み | 8, 055 | 8, 253 | 8, 557 | 8, 844 | 9, 087 |
| | 量の実績値 | 8, 166 | 8, 467 | 8, 815 | | |
| | 見直し後の量の推計値 | | | | 8, 590 | 8, 769 |
| 3 | 利用児童数 | 7, 585 | 8, 010 | 8, 370 | | |
| 4 | 認可保育所等定員数 | 7, 974 | 8, 748 | 8, 786 | 8, 786 | 8, 936 |
| | 現行ガイドライン策定時の確保の内容 | 7, 959 | 8, 650 | 9, 061 | 9, 301 | 9, 503 |

[※]令和4年度までは実績値、令和5年度以降は藤沢市子ども・子育て支援事業計画の中間見直しによる推計値

3 定員の確保方策について

(1) 既存保育施設の再整備

既存保育施設の再整備については、保育環境の向上、安全性の確保及び整備 に伴う定員拡大を図るため、必要な支援を行っています。

- ・二葉保育園(令和5年度整備)
- (2) その他の定員確保方策について

令和5年4月1日の入所状況を踏まえ、令和6年度に向けた定員の確保方策 については、既存保育施設の活用や保育士確保の取組等を優先して進めながら、 認可保育所等の新設も含めて検討します。

以上